

「いじめ総合対策【第3次】」について

令和7年6月26日
指 導 部

関係法令

いじめ防止対策推進法	第十二条	地方いじめ防止基本方針を定めるよう努める。
東京都いじめ防止対策推進条例	第九条	東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定
東京都いじめ防止対策推進基本方針	Ⅵ 都における取組	5 「いじめ総合対策」の策定

目 的

都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図る。
(実施期間 令和7年7月1日から令和11年3月31日まで)

これまでの過程

- 令和7年3月27日
教育委員会にて、「いじめ総合対策【第3次】」の原案及びパブリックコメントの実施について説明
- 令和7年3月27日から4月28日まで
パブリックコメントの実施
- 令和7年4年中旬から5月中旬まで
都内公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の子供たちに意見聴取

「いじめ総合対策【第3次】」に対する意見募集の結果について

1 意見募集及び結果概要

- (1) 募集期間：令和7年3月27日（木）から令和7年4月28日（月）まで
- (2) 提出方法：郵送又はWebアンケート
- (3) 個別の意見数：16件

ア 回答者属性ごとの人数

回答者属性	人数
小学生	2
中学生・高校生	
大学生・専門学校生	
未就学児の保護者	
小学生の保護者	2
中学生の保護者	5
高校生の保護者	
学校関係者	
その他（個人・法人）	
合計	9

イ 個別の意見数

※一人から複数の区分に対して意見があった際、それぞれを個別にカウントした場合の数

区分	件数
いじめ対応全般	2
未然防止（日常の取組）	6
早期発見・早期対応	2
重大事態への対処	2
教職員の意識向上	3
その他	1
合計	16

(4) 主な意見と都教育委員会の考え方について

番号	区分	対象	主な意見（要旨）	都教育委員会の考え方
1	いじめ対応全般	上巻	とても詳しく書かれていて内容も十分である。10ページ程度の真に重要な情報が書かれた要旨のようなものがあるとよい。	「真に重要な情報を書かれた要旨」について、都教育委員会において、いじめ防止において特に必要と考える事項を、「いじめ防止の取組を推進する6点のポイント」及び「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」とし、上巻の14ページから19ページまでに掲載しています。 記載内容や構成について、周知を図ってまいります。
2	未然防止（日常の取組）	上巻	低学年の段階から「どのような行為が他者の権利を侵害するのか」や「それが犯罪につながる可能性がある」ということを、分かりやすく伝える教育が必要である。	今回新たに作成している「いじめ総合対策【子供版】」の「小学1年生から3年生向け」、「小学4年生から6年生向け」、「中学生から高校生向け」の全てで、「犯罪行為につながる『いじめ』」を具体的に解説しています。この子供版を活用しながら、いじめについての授業を行い、子供と教員と一緒に考える時間をつくるなど、活用していきます。
3	早期発見・早期対応	上巻	いじめ加害者についての対応を検討すべきである。暴力、恐喝といった犯罪行為の疑いがあったら学校は警察に届け出る義務を科すべきである。	警察との連携については、令和4年度の文部科学省からの「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の通知を受け、区市町村教育委員会及び都立学校に対して、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めることを繰り返し伝えるなど、連携した対応の徹底を図っています。
4	重大事態への対処	上巻	「重大事態調査のフロー図」に対応時のポイント等を掲載するとイメージをもちやすい。	ご意見のあった対応時のポイントについては、文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を基に、「重大事態発生時の対応」や「重大事態調査の進め方」などのチェックリストを作成し、90ページから97ページまでに掲載しています。 なお、いじめの重大事態発生時の段階に応じたポイントについては、75、78、80、83、84ページに掲載しています。

「いじめ総合対策【子供版】」に対する子供の意見聴取について

1 意見聴取の概要

(1) 期間：令和7年4月中旬から5月中旬まで

(2) 聴取方法

- ① 東京都教育庁指導部の指導主事等が4校を訪問し、直接子供に【子供版】の内容を説明
- ② 生徒会役員等の代表の児童・生徒から、意見を聴取
(1校では、1学級の全児童が参加する話し合いを実施)



(3) 規模等

- 都内公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 各1校
- ・ 小学校 第2・3学年児童 6人(6学級の代表児童)
第5学年児童 約30人(1学級の全児童)
 - ・ 中学校 第2・3学年 10人(生徒会役員の生徒、教員推薦の生徒)
 - ・ 高等学校 第3学年 2人(生徒会役員の生徒)
 - ・ 特別支援学校 高等部 3人(教員推薦の生徒)



2 主な意見と感想等

(1) 主な意見と対応について

番号	子供の意見要旨	【子供版】への対応等	意見者
1	いじめが犯罪行為になることがあるということが分かった。 いじめが犯罪につながる行為について、小学校低学年から知った方がいい。犯罪（悪いこと）という意識をつけるのは1年生から必要だと思う。	「いじめ」も「暴行」や「窃盗」などの犯罪になることがあることを具体的に解説します。	小学生
2	心に留まる言葉やメッセージを入れてほしい。 例：いじめが原因で、その人がいなくなったら悲しいというようなメッセージ等	「いじめを受けた人は、そのことをずっと忘れないよ」などのメッセージを入れます。	特別支援学校 高等部生徒
3	いじめの定義で変わったところだけを分かるようにしたらどうか。	中学生・高校生向けの「いじめの定義」の部分で、変わったところに下線を引いて分かるようにします。	中学生
4	全員面接は、学年の実態に応じて実施時期を検討した方がよい。 2、3年生になってもスクールカウンセラーとの関わりが切れないようにした方がいい。	スクールカウンセラーとの全員面接は、なるべく早いうちに実施した方がよいと考えるため、「できる限り夏季休業日前までに」と記載しました。 また、「対象以外の学年も実施することができる」と記載している部分に下線を引いて分かるようにします。	中学生 ／高校生

(2) 子供の感想について

- ・いじめの対応や解消のことが分かった。（小学生）
- ・謝っただけではいじめは解消できていないということが分かった。（小学生）
- ・悪気はないことでもいじめになってしまうことが分かった。（小学生）
- ・いじめの状況によって警察も一緒に対応することが分かった。（小学生）
- ・デジタルブックは、今の子供はタブレットの使い方になれているので、使いやすいと思う。（特別支援学校 高等部生）
- ・デジタルの方が見やすく、いつでも見られるのが良いと思う。（高校生）

○ 表紙及びページ数について

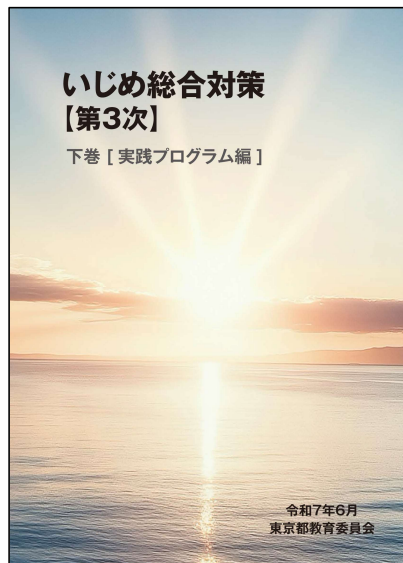
いじめ総合対策【第3次】

上巻【学校の取組編】



全162ページ

下巻【実践プログラム編】



全120ページ

いじめ総合対策【子供版】



小学1年生から
3年生向け
全12ページ



小学4年生から
6年生向け
全14ページ



中学生から
高校生向け
全16ページ

○今後の予定

- 6月末日 … 都内全公立学校に策定について通知
- … 都教育委員会のホームページにて公表

○いじめ総合対策【第3次】の実施期間と取組

期間 令和7年7月1日から令和11年3月31日まで

- 取組
- ・ いじめ総合対策に基づく教職員等の取組の推進
 - ・ 【子供版】を活用した子供や保護者の意識の向上

(参考資料) パブリックコメントに寄せられたご意見と都教育委員会の考え方について

番号	区分	対象	主な意見(要旨)	都教育委員会の考え方	意見者
1	いじめ 対応全般	上巻	東京都教育委員会の中にいじめ対策室を作り、全ての都内公立学校で質が保証された調査、指導ができる体制を作ること希望する。	都教育委員会においては、指導部指導企画課(生活指導担当)が、いじめの防止等について担当しており、いじめ総合対策を基に、義務教育指導課、特別支援教育指導課、高等学校教育指導課と連携を図りながら、いじめを認知した際の調査や指導の在り方について、周知及び取組の徹底を図っています。	小学生の 保護者
2	いじめ 対応全般	上巻	とても詳しく書かれていて内容も十分である。10ページ程度の真に重要な情報が書かれた要旨のようなものがあるとよい。	「真に重要な情報を書かれた要旨」について、都教育委員会において、いじめ防止において特に必要と考える事項を、「いじめ防止の取組を推進する6点のポイント」及び「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」とし、上巻の14ページから19ページまでに掲載しています。 記載内容や構成について、周知を図ってまいります。	中学生の 保護者
3	未然防止 (日常の 取組)	上巻	低学年の段階から「どのような行為が他者の権利を侵害するのか」や「それが犯罪につながる可能性がある」ということを、わかりやすく伝える教育が必要である。	今回新たに作成している「いじめ総合対策【子供版】」の「小学1年生から3年生向け」、「小学4年生から6年生向け」、「中学生から高校生向け」の全てで、「犯罪行為につながる『いじめ』」を具体的に解説しています。この子供版を活用しながら、いじめについての授業を行い、子供と教員が一緒に考える時間をつくるなど、活用していきます。	小学生
4	未然防止 (日常の 取組)	下巻	安心・安全な自己と他者の境界を築く「バウンダリー教育」、自己理解や感情調整力の育成、「どう生きていくか」を問えるウェルビーイングの視点が全ての学年で基盤として必要である。	相手のことを大切にする視点をもって、引き続き、学校の授業を充実していきます。 また、意見を参考にして、いじめ総合対策だけでなく、学校教育全般において、できることを考えていきます。	小学生

番号	区分	対象	主な意見（要旨）	都教育委員会の考え方	意見者
5	未然防止（日常の取組）	下巻	教材を使って分かりやすく指導する点がよい。 言葉や文化の違いを超えてすべての子供たちにどのように「概念」を理解させるかが気になる。	全ての子供が安心して学校に通うことができるよう、【子供版】を活用し、いじめについて学級で考える場をつくるなど、皆で考えることで、いじめについて子供一人一人が自分なりの考えをもって行動できるようにしていきます。	中学生の保護者
6	未然防止（日常の取組）	子供版	言葉を尽くして自分の気持ちを相手に伝えること、また、他人の気持ちも受け止めることが大切である。人権とともに「アサーティブネス（自己尊重の自己表現）」の視点を、すべての子どもたちに保障してほしい。	ご意見も参考にして、【子供版】を活用していじめについて考えたり、道徳の授業で相手の立場に立って考えたりすることを通して、自分も他人も大切にする教育の充実に努めてまいります。	小学生
7	未然防止（日常の取組）	子供版	「自分のことを自分で決める権利」、「守ってもらう権利」、「安心して学ぶ権利」など、子どもの権利条約と照らし合わせながら、「自分を大切にしたい」と感じられる取組を求める。	東京都では、「東京都こども基本条例」を制定しており、子供の目線に立った取組を進めています。 【子供版】を活用していじめについて考えることで、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」である人権尊重の理念を大切にする取組を進めていきます。	小学生
8	未然防止（日常の取組）	子供版	いじめや性被害等の防止のためには、子供が「話せる・信じてもらえる・守られる」と確信できる大人との関係づくりが必要である。	学校全体で子供と教職員が信頼関係で結ばれた温かい雰囲気を作ることが重要です。 上巻29ページには、「子供と教職員の信頼関係の構築」として、「子供とのコミュニケーションを十分に図るとともに、子供の言葉を受容的・共感的に聴く姿勢を大切にして、子供を信頼していることを示していくこと」などを掲載しています。 引き続き、教職員と子供との信頼関係の構築が重要であることを、教職員研修や連絡会を通じて徹底していきます。	小学生

番号	区分	対象	主な意見（要旨）	都教育委員会の考え方	意見者
9	早期発見・早期対応	上巻	子供が「大人にされたこと」が犯罪行為に該当する場合があります、それは大人の責任であること、それに対して「助けを求めてもいい」ことなどの視点を伝えることが、子どもを守ることにもつながると考える。	都教育委員会では、上巻の36ページや114ページに掲載した「SOSの出し方に関する教育」を推進しており、不安や悩みがある場合は、身近にいる信頼できる大人に相談することについて学べるようにしています。 このことを「子供版」にも掲載し、引き続き、取り組んでいきます。	小学生
10	早期発見・早期対応	上巻	いじめ加害者についての対応を検討すべきである。暴力、恐喝といった犯罪行為の疑いがあったら学校は警察に届け出る義務を科すべきである。	警察との連携については、令和4年度の文部科学省からの「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の通知を受け、区市町村教育委員会及び都立学校に対して、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めることを繰り返し伝えるなど、連携した対応の徹底を図っています。	小学生の保護者
11	重大事態への対処	上巻	「重大事態調査のフロー図」に対応時のポイント等を掲載するとイメージをもちやすい。	ご意見のあった対応時のポイントについては、文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を基に、「重大事態発生時の対応」や「重大事態調査の進め方」などのチェックリストを作成し、90ページから97ページまでに掲載しています。 なお、いじめの重大事態発生時の段階に応じたポイントについては、75、78、80、83、84ページに掲載しています。	中学生の保護者

番号	区分	対象	主な意見（要旨）	都教育委員会の考え方	意見者
12	重大事態への対処	上巻	国のガイドラインでは、いじめ重大事態の調査報告書を「特段の支障がなければ公表することが望ましい」とされており、対象児童生徒・保護者が報告書に対して行う所見書も「特段の支障がなければ公表することが望ましい」と考える。	所見書※1の公表に関しては、国から方針は示されていないため、各教育委員会が判断することになります。 いじめ重大事態の調査報告書を公表する目的※2を踏まえ、被害児童・生徒及びその保護者と話し合った上で判断することが必要であると考えます。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	中学生の保護者
13	教職員の意識向上	上巻	教職員に法令遵守の意識を高めることが必要である。	都教育委員会は、教職員の法令遵守について、職層に応じた研修等、様々な場面で、学校や教職員に対し指導しています。引き続き、学校や教職員が法令遵守の意識を高められるよう、指導の徹底を図ってまいります。	中学生の保護者
14	教職員の意識向上	上巻	学校の対応方針を決定するのは校長としているが、校長がいじめ行為・学校の初動対応の失敗などを隠蔽した場合、校長自体のいじめに関する知識が不足していた場合、方針自体が不適切なものとなる。管理職として不適当だと考える。	都教育委員会及び区市町村教育委員会の定める管理運営規程に基づき、学校の経営計画や教育課程の編成などの方針を決定するのは校長です。いじめの対応について、校長対象の研修や連絡会等を通じて、適切な対応の徹底が図っており、引き続き、理解啓発に努めてまいります。	小学生の保護者

※1 所見書：「いじめ重大事態の調査報告書」に対し、いじめを受けた子供またはその保護者が所見をまとめた文書（国の「いじめ防止基本方針」に記載）

※2 公表する目的：当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。

番号	区分	対象	主な意見（要旨）	都教育委員会の考え方	意見者
15	教職員の意識向上	下巻	人権やいじめ対策関連の知識が不足している教員がいると感じるが、問題のある対応をした教職員に対する罰則を設けてほしい。	教員の育成については、時代の変化や教育課題を踏まえ、各職層に応じ、研修内容の充実や研修方法の工夫改善を図っています。 なお、教職員の罰則については、東京都教育委員会の定める処分量定の決定や加重する際の考え方に基づき、対応しています。	小学生の保護者
16	その他	上巻	小学生の小学生に対する性的いじめが、学校で「いじめ」としての対応を受けられない相談がある。性的いじめについては、59ページに「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、76ページに「多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ、裸にされた」、「わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された」しかなく、分かりづらい。被害者が性的いじめによる心身の苦痛を訴えた直後に教員がいじめと判断できる程度に具体的な記載をしてほしい。	学校においては、性的ないじめを含め「被害の子供の心情の側に立って理解する必要」があります。 子供が心身の苦痛を訴えた際に、学校が確実に被害の子供に寄り添った対応ができるよう、今回策定する「いじめ総合対策【第3次】」を活用し、具体的な事例等を取り上げながら、研修や連絡会を通じて理解を図ってまいります。	小学生の保護者